

令和 8 年 3 月 30 日

事業主 様
保険事務担当者 様

ダイハツ系連合健康保険組合

被扶養者の年間収入の判定方法について(変更)

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご多忙のところ恐れ入りますが、下記を確認いただきご対応のほどよろしくお願い致します。

1. 対象となる手続き : (1)被扶養者加入申請 令和 8 年 4 月 1 日以降に加入希望の方
(2)被扶養者調査 令和 8 年 7 月実施予定分から

2. 変更内容 : (1)給与収入がある場合の提出書類変更

現在	給与明細(直近 3 カ月分)
変更後	労働契約内容の分かる書類(労働条件通知書や雇用契約書など)

(2) (1)の書類が提出できない場合

- ①給与明細(直近 3 カ月分)
- ②課税(非課税)証明書
- ③その他収入が分かる書類

3. 対象者 : 給与収入のみの被扶養者

4. 提出資料の一部変更 : 被扶養者認定資料(別紙参照)
(1)給与収入のみであることの申立て欄追加(チェックのみ・必須)
(2)文言の変更

5. 変更がない点 : (1)年間収入
①130 万円未満
②150 万円未満(19 歳以上~23 歳未満)
③180 万円未満(60 歳以上または障害年金受給者)
(2)被保険者と同居の場合は 1/2 未満の収入、別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ない等

6. その他 : 労働契約に明確な規定がない場合の時間外労働の賃金等は収入に含みません

以 上

ご不明な点は健康保険組合適用係まで(TEL06-6371-1453・メール mail@daihoken.jp)